1. 目　的

この選択約款は、年間を通じ高稼動かつ負荷変動の少ない空調設備需要により、当社の製造設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客様とのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

(2) お客様は、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

(3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

(1)「空調機器」とは、エネルギー源にガスを使用する空調熱源機をいいます。

(2)「小型空調機器」とは、空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力 175.8 キロワット（50USRT）以下のガス吸収式の機器をいいます。

(3)「消費税等相当額」･･･消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(4)「基本料金（税込)」「基準単位料金（税込)」・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい､消費税法 63 条の 2 の規定に基づき記載するものです。

(5)「基本料金（税抜)」「基準単位料金（税抜)」・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

４．適用条件

この選択約款は、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を算定する専用ガスメーターを設置することができる需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) お客様は、この選択約款を承諾の上、所定の契約書を用いて、当社と契約していただきます。

(2) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月を起算月として 12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する

月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は契約内容の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12 ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約の変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による場合は、この限りではありません。

(4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款へ変更の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社との他の契約の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6．使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7 料金

(1) 当社は、(2) により算定された料金（消費税相当額を含みます。）をお支払い頂きます。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
（8 の規定により、調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金を用います。）

(3) 料金適用の開始日は、原則として契約成立日からとします、ただし、一般ガス供給約款及び他の選択約款からこの選択約款へ契約を変更する場合は、原則として契約成立後の初回定例検針日の翌日からといたします。

8．単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金（税抜き）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜き）に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上の時
調整単位料金（1 立方メートル当たり）
=基準単位料金（税抜き）＋**0.082** 円×原料価格変動額／100 円

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満の時
調整単位料金（1 立方メートル当たり）
=基準単位料金（税抜き）－**0.082** 円×原料価格変動額／100 円

（備　考）
上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）
83,920 円

② 平均原料価格（トン当たり）
別表 2(2)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といた

します。）といたします。

（備　考）

トン当たり LNG 平均価格は、当社の本社及び営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

【算式】

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格－平均原料価格

9. 設置の確認

(1) 当社は、小型空調機器が設置されているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 小型空調機器を取り外すなど、4 に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

10.その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1 この選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

（別表）

1. 料金の算定方法

⑴料金は、基本料金（税抜き）と従量料金（税抜き）の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜き)又は 8 の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に、使用量を乗じて算定いたします。

⑵調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用致します。

2. 料金表

⑴ 適用区分

料金表Ａ 使用量が0立方メートルから21立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ使用量が21立方メートル超え40立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ 使用量が 40 立方メートルを超える場合に適用いたします。

⑵ 料金表Ａ

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	602.800円（税込み）
	548.00円（税抜き）

②基準単位料金

1立方メートルにつき	193.028円（税込み）
	175.48円（税抜き）

③調整単位料金
②の各基準単位料金（税抜き）をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	875.600円（税込み）
	796.00円（税抜き）

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	180.059円（税込み）
	163.69円（税抜き）

③調整単位料金
②の各基準単位料金（税抜き）をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,484.800円（税込み）
	3,168.00円（税抜き）

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	114.829円（税込み）
	104.39円（税抜き）

③調整単位料金
②の各基準単位料金（税抜き）をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。